


所管部課	子育て支援部青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市放課後児童健全育成事業に係る届出に関する要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例 東大和市立学童保育所条例施行規則 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例				
	部課機関	福祉推進課				
1. 要旨						
<p>児童福祉法第34条の8の規定に基づき、国、都道府県及び市町村以外の放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、厚生労働省令に定める事項を事前に市町村長に届け出て事業を行うことができる」と規定されている。</p> <p>今後、市内において民間事業者が放課後児童健全育成事業（学童保育所）を開始するために必要な届出に関する要綱を制定する。</p> <p>(1) 内容 事業開始、事業変更及び事業廃止又は休止の届出</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果 ・児童福祉法等に基づく適切な事務が可能となる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
平成29年3月 民間学童保育所施設整備に関して、平成29年度予算議決						
3. 留意事項（問題点等）						
特になし						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。